



宮 崎 県 公 報

平成31年4月8日(月曜日) 第 3087 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定(3件) …… (障がい福祉課) 2	
○民有林の保安林の指定(4件) ……………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知…………… (“) 3	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について…………… (“) 3	
○林業用種苗生産事業者の登録(2件) ……………… (森林経営課) 4	
○歳入の徴収の事務の委託…………… (企業振興課) 4	
○ふ化業者の登録…………… (畜産振興課) 4	
○道路の区域の変更(3件) ……………… (道路保全課) 4	
○道路の供用の開始…………… (“) 5	

○道路の占用を制限する区域の指定(4件) …… (道路保全課) 5	
○都市計画の変更(4件) ……………… (都市計画課) 6	
○都市計画事業の認可…………… (“) 7	
○宮崎県収入証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 7	
○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出…………… (“) 7	
○宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (“) 7	

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 7	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(6件) …… (“) 8	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件) ……………… (“) 11	
○土地改良区の定款変更の認可(4件) ……………… (農村整備課) 12	
○土地改良区の役員の就退任の届出(3件) …… (“) 12	
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 14	
○基本測量終了の通知…………… (“) 14	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (“) 14	
○入札公告…………… 15	

告 示

宮崎県告示第 247号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
串間中央クリニック	串間市大字西方6601-1	平成31年3月1日

宮崎県告示第 248号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社心	東臼杵郡門川町城ヶ丘20番70号	訪問介護事業所すずらん	東臼杵郡門川町城ヶ丘20番70号

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
東臼杵郡門川町庵川西4丁目46番地	東臼杵郡門川町城ヶ丘20番70号	平成30年6月5日

宮崎県告示第 249号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	指定年月日
藤光 茂俊 (えびす整骨院)	日向市南町8-8	平成31年3月12日

宮崎県告示第 250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4520201437	グループホームフ ラワー	宮崎県都城市花繰 町10号11番地2	社会福祉法人あじ さいの里	宮崎県都城市山之 口町富吉字上犬王 6732	平成31年4月1日	共同生活援助（ 介護サービス包 括型）

宮崎県告示第 251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510600697	訪問介護事業所蘭	日向市大字塩見14 03番地	合同会社あじさい	日向市大字塩見14 03番地	平成31年4月1日	居宅介護、重度 訪問介護

宮崎県告示第 252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4520900061	グループホームま さき	宮崎県えびの市水 流55番地7	特定非営利活動法 人えびの福祉作業 所	宮崎県えびの市大 字大明司 455番地 3	平成31年4月1日	共同生活援助（ 介護サービス包 括型）

宮崎県告示第 253号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日向市南郷町榎原字岩屋敷5227-8・字荒
齊尻5242-30・字荒齊5264（以上3筆について次の図に示す部分
に限る。）、字岩屋敷5227-7、5227-14、字荒齊尻5242-1、
字荒齊5265-2、5272
- 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりと
する。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 254号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷入下字トイキリ1967-4（次の図に示す部分に限る。）、1972-2、1973-2、1973-3、1988-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 255号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字川原 11030、11036、字中ノ横尾 11055-1、11055-2、11055-4、11056-1、11056-3、11057、字赤石 11070、11071-2、11078、11080-3、11081、11082-1、11097-2、11097-6、字大平 11108、11122-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 256号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下日陰平42-26-2、4226-6、4231-2、4231-5、4231-6、4246-3
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 257号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字尾敷 4015、4105-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 258号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成31年宮崎県告示第 144号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
えびの市役所
松岡正夫、柏木崇
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成31年宮崎県告示第 144号によること。

宮崎県告示第 259号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1344	渡邊 泰己 宮崎市大字鏡洲 8 71番地 1	採取		鏡洲振興会 宮崎市大字鏡洲 7 53- 1
1345	宮田 義規 宮崎市田野町甲61 10番地 3	採取 ・精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	悠樹木医事務所 宮崎市田野町甲61 10番地 3
1346	藤野 利美 宮崎市田野町乙 1 1863番地 2	採取	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	藤野 利美 宮崎市田野町乙 1 1863番地 2
1347	梶谷 健次 日南市北郷町北河 内7452番地 175		幼苗の育 成	梶谷 健次 日南市北郷町北河 内7452番地 175
1348	菊池 安志 西臼杵郡日之影町 大字岩井川1161番 地	採取	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	菊池 安志 西臼杵郡日之影町 大字岩井川1161番 地

宮崎県告示第 260号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1349	株式会社上村林業 東臼杵郡椎葉村大 字大河内 497番地	採取 ・精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	株式会社上村林業 東臼杵郡椎葉村大 字大河内 497番地
1350	株式会社北部産業 開発 東臼杵郡美郷町北	採取	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗	株式会社北部産業 開発 東臼杵郡美郷町北

郷入下 801番地 2	木の育成	郷入下 801番地 2
-------------	------	-------------

宮崎県告示第 261号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県機械技術セン ターに係る使用料及 び手数料	公益財団法人宮 崎県機械技術振 興協会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

宮崎県告示第 262号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 業 者		ふ 化 場	
		名 称	住 所	名 称	所 在 地
宮崎 30-1 号	平成31年 3月22日	宮崎くみ あいチキ ンフーズ 株式会社	宮崎市花 ヶ島町鴨 の丸 829 - 1	宮崎くみ あいチキ ンフーズ 株式会社 佐土原孵 化場	宮崎市佐 土原町西 上那珂字 南学原59 79番地

宮崎県告示第 263号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2094林班い 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2094林班 い小班まで	旧	13.8～ 16.4	40.5
				新	21.3～ 30.5	40.5

宮崎県告示第 264号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林2094林班は小班から同郡同町同大字中尾国有林2094林班は小班まで	旧	9.8～23.4	224.2
				新	16.4～45.0	224.2

宮崎県告示第 265号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林2091林班た小班から同郡同町同大字字狩果3339番5地先まで	旧	6.3～21.2	151.0
				新	6.3～33.9	151.0

宮崎県告示第 266号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林2091林班た小班から同郡同町同大字字狩果3339番5地先まで	平成31年4月8日

宮崎県告示第 267号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字佐礼1736番4地先から同郡同村同大字同字1736番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年4月23日

宮崎県告示第 268号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原 698番1地先から同郡同村同大字字十根川981番5地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年4月23日

宮崎県告示第 269号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字下水流 107番29から同郡同村同大字同字 107番56地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年4月23日

宮崎県告示第 270号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年4月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字方川 966番3地先から同郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉 975番59地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮

設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年4月23日

宮崎県告示第 271号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路

3・4・37号 見の崎通線

3・4・38号 大久保木崎線

3・5・37号 西新町尾ノ下線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

なし

宮崎県告示第 272号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び三股町都市整備課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路

3・5・1号 新馬場植木線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

三股町稗田の一部、三股町大字樺山字榎堀、字河辺田及び字八谷の各一部、三股町大字宮村字中原、字並木、字下鷹、字上鷹、字中須、字小鷹原及び字堀川の各一部

宮崎県告示第 273号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び三股町都市整備課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路

3・6・4号 都城坂元線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

三股町稗田の一部、三股町大字樺山字榎堀、字河辺田、字射場前及び字松原の各一部

宮崎県告示第 274号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

田野都市計画道路

3・5・1号 北桜寺町線

3・6・2号 田野駅前通線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

なし

宮崎県告示第 275号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 施行者の名称

都城市

2 都市計画事業の種類及び名称

都城広域都市計画公園事業

6・5・12号 山之口運動公園

3 事業施行期間

平成31年4月8日から平成37年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

宮崎県都城市山之口町花木字池平、字上平、字下平、字佐土原

宮崎県都城市山之口町山之口字上平

使用の部分

なし

宮崎県告示第 276号

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	指定年月日
有限会社西都自動車学校	西都市大字三宅 175番地 1	平成31年3月19日

宮崎県告示第 277号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	
有限会社日向自動車学校	日向市大字財光寺1193番地2	有限会社日向自動車学校	日向市大字財光寺1193番地2 日向自動車学校内 延岡市土々呂町5丁目2621 東九州自動車学校内	平成18年2月20日
日向農業協同組合	日向市東郷町山陰丙1618-2 日向農業協同組合東郷支店内	日向農業協同組合	日向市東郷町山陰丙1609-41 日向農業協同組合東郷支店内	平成18年2月25日

宮崎県告示第 278号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばき人の氏名	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
有限会社 東九州自動車学校	延岡市土々呂町5丁目2621番地	平成31年3月29日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規

定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 宮崎大塚貸店舗
宮崎市大塚町2999番8号 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社三喜 代表取締役 八木下眞司
千葉県柏市中央町2番8号
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏
静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年11月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,165㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
敷地南側 93台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
A棟南西側(駐輪場①) 15台
A棟南東側(駐輪場②) 27台
B棟西側(駐輪場③) 10台
合計 52台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
A棟北側(荷さばき施設①) 90.0㎡
B棟北側(荷さばき施設②) 32.0㎡
合計 122.0㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A棟北側(廃棄物等保管施設①) 12.88㎡
B棟内北東側(廃棄物等保管施設②) 1.44㎡
合計 14.32㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 敷地西側及び南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成31年3月25日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス郡元店
都城市郡元町 209番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 変更の年月日
平成30年8月24日
- 5 変更する理由
代表者交代のため
- 6 届出年月日
平成31年3月14日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成31年4月8日から平成31年8月8日まで
- 8 意見書の提出先及び期間

<p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p>	<p>に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
<p>(2) 期間 平成31年4月8日から平成31年8月8日まで</p>	
<p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p>
<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成31年4月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>	<p>平成31年4月8日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス沖水店 都城市太郎坊町1890番 外</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アタックス飯野店 えびの市大字坂元 369</p>
<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号</p>	<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍 小林市堤2930番地1</p>
<p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 (変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号</p>	<p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前) ロングフレンドえびの店 えびの市大字坂元 369 (変更後) アタックス飯野店 えびの市大字坂元 369 (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍 小林市大字真方 218番地 (変更後) 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍 小林市堤2930番地1 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍 小林市大字真方 218番地 (変更後) 株式会社アタックススマート 代表取締役 筒井靖彦 大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号 小売業者未定</p>
<p>4 変更の年月日 平成30年8月24日</p>	<p>4 変更の年月日 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成31年3月21日</p>
<p>5 変更する理由 代表者交代のため</p>	<p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成22年4月30日</p>
<p>6 届出年月日 平成31年3月14日</p>	<p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成31年3月21日</p>
<p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p>	<p>5 変更する理由 設置者の住所変更と小売業者入替のため</p>
<p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成31年4月8日から平成31年8月8日まで</p>	<p>6 届出年月日 平成31年3月20日</p>
<p>8 意見書の提出先及び期間</p>	<p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p>
<p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p>	<p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課</p>
<p>(2) 期間 平成31年4月8日から平成31年8月8日まで</p>	
<p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに</p>	

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売
店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規
定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出
書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活
環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日
から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス郡元店

都城市郡元町 209番地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法
人にあつては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉
店時刻

(変更前) 午前10時から午後9時まで

(変更後) 午前9時から午後10時まで

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

4 変更の年月日

平成31年3月15日

5 変更する理由

営業政策のため

6 届出年月日

平成31年3月14日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課
、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター

事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売
店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規
定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出
書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活
環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日
から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス沖水店

都城市太郎坊町1890番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法
人にあつては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉
店時刻

(変更前) 午前10時から午後9時45分まで

(変更後) 午前9時から午後10時まで

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

4 変更の年月日

平成31年3月15日

5 変更する理由

営業政策のため

6 届出年月日

平成31年3月14日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課
、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アタックス飯野店

えびの市大字坂元 369

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍

小林市堤2930番地1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) A棟西側 12台 (駐輪場No.1)

B棟南東側 17台 (駐輪場No.2)

合計 29台

(変更後) A棟西側 12台 (駐輪場No.1)

B棟東側 17台 (駐輪場No.2)

合計 29台

② 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) A棟南側 19㎡ (荷さばき施設No.1)

B棟北側 30㎡ (荷さばき施設No.2)

合計 49㎡

(変更後) A棟西側 31.5㎡ (荷さばき施設No.1)

B棟北側 31.5㎡ (荷さばき施設No.2)

A棟西側 31.5㎡ (荷さばき施設No.3)

合計 94.5㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後8時まで

(変更後) 午前9時から午後9時45分まで

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時から午後8時まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時まで

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後8時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成31年11月21日

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成31年3月21日

5 変更する理由

営業政策のため

6 届出年月日

平成31年3月20日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド日南店

日南市星倉4548番地1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の名称及び所在地の変更並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成30年12月27日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年5月8日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド日南店
日南市星倉4548番地1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更

平成30年12月27日

- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月8日から平成31年5月8日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、中方土地改良区（宮崎市）から平成31年2月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）から平成31年3月7日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、奈留土地改良区（串間市）から平成31年3月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、北郷町土地改良区（日南市）から平成31年3月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、出之山土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鳥 越 和 久	小林市南西方1002番地 1
理 事	南 園 啓 一	小林市細野3325番地
理 事	倉 園 凡 生	小林市細野3272番地
理 事	横 山 和 博	小林市細野3847番地 1
理 事	田 中 正 義	小林市細野3479番地 3
理 事	山 本 洋 二	小林市細野 799番地
理 事	吉 元 一 利	小林市細野 354番地 4
理 事	轟ノ上 浩 昭	小林市細野3784番地
理 事	坂 元 孝 緒	小林市細野4005番地
理 事	上 田 成 人	小林市細野2764番地 1
理 事	内 永 悟	小林市細野4995番地 1
理 事	中 嶋 初 幸	小林市細野3861番地
監 事	東 梅 利 幸	小林市南西方6287番地21
監 事	富 満 政 美	小林市細野3531番地 4
監 事	川 原 英 貴	小林市細野2928番地の 1

（任期：平成30年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	孝 橋 保	小林市南西方 793番地 3
理 事	城 山 拓 也	小林市細野3289番地
理 事	新 竹 秀 夫	小林市駅南 268番地
理 事	西之原 裕 司	小林市細野4336番地18
理 事	吉 元 重 志	小林市細野3464番地
理 事	内 満 久 人	小林市細野3495番地
理 事	温 水 貴 順	小林市細野3825番地
理 事	坂 元 正 美	小林市細野3861番地

理 事	西 田 達 也	小林市細野3041番地 1
理 事	朝 広 勝 海	小林市細野5648番地
理 事	加 藤 英 雄	小林市細野4997番地
理 事	温 水 光 弘	小林市細野4293番地 3
監 事	小 園 公 博	小林市細野3482番地
監 事	山 本 洋 二	小林市細野 799番地
監 事	脇 元 隆 一 郎	小林市細野3498番地の 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、出之山土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	上ノ蘭 博 敏	小林市南西方 967番地
理 事	中 園 幸 利	小林市細野3281番地の 2
理 事	倉 園 篤 雄	小林市細野3271番地
理 事	前 原 信 一	小林市細野3104番地
理 事	安 影 和 男	小林市細野3477番地
理 事	加治屋 敏 聡	小林市細野3480番地
理 事	田 上 雄 二	小林市細野3818番地の 1
理 事	横 山 和 博	小林市細野3847番地 1
理 事	水 流 静 男	小林市細野4004番地
理 事	瀬戸山 雅 光	小林市細野3952番地 4
理 事	町 浦 光 弘	小林市細野4030番地 1
理 事	大 田 宏 典	小林市細野3790番地12
監 事	田 上 秀 昭	小林市細野3254番二号地
監 事	小 園 公 博	小林市細野3482番地 4
監 事	脇 元 隆 一 郎	小林市細野3948番地の 1

(任期：平成32年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鳥 越 和 久	小林市南西方1002番地 1
理 事	南 園 啓 一	小林市細野3325番地
理 事	倉 園 凡 生	小林市細野3272番地
理 事	横 山 和 博	小林市細野3847番地 1
理 事	田 中 正 義	小林市細野3479番地 3
理 事	山 本 洋 二	小林市細野 799番地
理 事	吉 元 一 利	小林市細野 354番地 4
理 事	轟ノ上 浩 昭	小林市細野3784番地
理 事	坂 元 孝 緒	小林市細野4005番地
理 事	上 田 成 人	小林市細野2764番地 1
理 事	内 永 悟	小林市細野4995番地 1
理 事	中 嶋 初 幸	小林市細野3861番地
監 事	東 梅 利 幸	小林市南西方6287番地21
監 事	富 満 政 美	小林市細野3531番地 4
監 事	川 原 英 貴	小林市細野2928番地の 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、中方土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 野 順 市	宮崎市佐土原町上田島1377番地 2
理 事	金 丸 孝 之	宮崎市佐土原町上田島7242番地 1
理 事	園 田 享 司	宮崎市佐土原町上田島4067番地の 1
理 事	満 石 由 久 夫	宮崎市佐土原町上田島3984番地 2

理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	金 丸 久 義	宮崎市佐土原町上田島4041番地 1
監 事	比 恵 島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3
監 事	日 高 洋	宮崎市佐土原町上田島4003番地 1

(任期：平成33年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 野 順 市	宮崎市佐土原町上田島1377番地 2
理 事	加 藤 保	宮崎市佐土原町上田島7138番地 1
理 事	園 田 享 司	宮崎市佐土原町上田島4067番地 1
理 事	満 石 豊	宮崎市佐土原町上田島3984番地 2
理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	日 高 洋	宮崎市佐土原町上田島4003番地 1
監 事	比 恵 島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3

監 事	金 丸 久 義	宮崎市佐土原町上田島4041番地 1
-----	---------	--------------------

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
基本測量(国土広域情報 修正)
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2994号により公告した基本測量(基準点現況調査)が平成31年2月28日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成31年4月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第 10552号	谷口塗装	谷口 春義	宮崎県串間市大字西方 685-3	一般	塗装工事業、防水工事業	平成31年2月7日付けで廃業した旨の届け	平成31年2月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 12466号	永峰工務店	永峰 美吉	宮崎県宮崎市大字小松 244-4	一般	建築工事業、大工工事業	平成31年2月18日付けで廃業した旨の届け	平成31年2月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第 13107号	吉田工業	吉田 昌史	宮崎県延岡市惣領町11-3	一般	とび・土工工事業	平成31年2月8日付けで廃業した旨の届け	平成31年2月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 13762号	(株)興栄ホーム	山田 英明	宮崎県延岡市緑ヶ丘 1-1-1	一般	建築工事業	平成31年2月1日付けで廃業した旨の届け	平成31年2月1日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第1406号	(株)興梶建設	興梶 俊茂	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方 950-2	一般	管工事業	平成31年2月5日付けで廃業した旨の届け	平成31年2月5日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第2929号	九州中川ホーム管工業(株)	酒井 久典	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 200 48	一般	管工事業	平成31年2月20日付けで廃業した旨の届け	平成31年2月20日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第7531号	(有)サイタ	細田 稔	宮崎県宮崎市恒久南 1-7-4	一般	ガラス工事業、建具工事業	平成31年2月27日付けで廃業した旨の届け	平成31年2月27日(一部廃業)

<p>入札公告</p> <p>総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。</p> <p>平成31年4月8日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 特定役務の件名 宮崎県防災情報共有システム構築業務</p> <p>(2) 特定役務の仕様書 入札説明書及び宮崎県防災情報共有システム構築業務調達仕様書(以下「入札説明書等」という)による。</p> <p>(3) 履行期間 契約締結の日から平成33年3月19日まで</p> <p>(4) 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 (1)の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。</p> <p>なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が電算業務で、種目がその他のものであること。</p> <p>イ この公告の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。</p> <p>エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>オ 役員等(個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)アの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成31年4月25日を申込期限とする入札参加申込時に下記3(1)に示す場所に提出し、事前に審査を受けること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは、証明書の提出を受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札者は、証明書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。</p>	<p>け</p> <p>3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法</p> <p>上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985-26-7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 平成31年4月8日から平成31年4月25日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総務部危機管理局危機管理課危機管理担当 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985-26-7618 F A X 番号0985-26-7304</p> <p>(2) 期間 平成31年4月8日から平成31年4月25日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>5 入札説明書等の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総務部危機管理局危機管理課危機管理担当</p> <p>(2) 期間 平成31年4月8日から平成31年4月25日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>(3) 入札説明書等は、上記期間中宮崎県のホームページ(トップページ>県政情報>入札・調達・売却>委託業務)からダウンロードできます。</p> <p>6 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁1号館5階総合対策部室</p> <p>(2) 日時 平成31年4月16日午後2時から</p> <p>7 入札参加申込みの場所及び申込期限</p> <p>(1) 場所 宮崎県総務部危機管理局危機管理課危機管理担当</p> <p>(2) 申込期限 平成31年4月25日午後5時まで</p> <p>8 入札書、企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総務部危機管理局危機管理課危機管理担当</p> <p>(2) 提出期限 平成31年6月18日午後5時まで(送付にあっては、同日午後5時必着)</p> <p>(3) 提出方法 総合評価一般競争入札により行うため、入札書(別記様式第8号)と入札説明書12に定める企画提案書等(以下「入札書等」という。)を、持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。</p> <p>9 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>有効な入札書等を提出した者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札により、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する。</p>
---	---

審査に当たっては、企画提案書を基に企画提案説明を行い、仕様書に記載する内容に係る技術点及び見積価格により算出した価格点の合計にて最高点を得た者を落札候補者とし、平成31年6月26日に落札候補者に通知し、意見聴取を経て、落札者を決定する。

。

12 契約に関する事務を担当する部局等
危機管理局危機管理課危機管理担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and Quantity of the Services Required: Construction of a Disaster Information Sharing System for Miyazaki Prefectural Disaster Response Headquarters

(2) Deadline for Tenders: 18th June, 2019, 5:00 p.m.

(3) Contact: Crisis Management Division, Crisis Management Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-City, 880-8501, Japan.
TEL: 0985-26-7618